

令和7年三重県議会定例会

予算決算常任委員会

医療保健子ども福祉病院分科会

説明資料

	頁
【 議案補充説明 】	
1 議案第12号 令和6年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）	1
2 議案第88号 令和6年度三重県病院事業会計補正予算（第3号）	2
3 議案第28号 令和7年度三重県病院事業会計予算	4
4 議案第60号 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例案	7
【 所管事項説明 】	
1 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例に基づく報告について	10

令和7年3月11日

病院事業庁

【議案補充説明】

1 議案第12号 令和6年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）

(1) 収益的収支

(単位：千円)

項目	補正前の額	補正額	補正後の額	主な理由
病院事業収益	5,490,080	2,809	5,492,889	給与改定に伴う一般会計繰入金の増
① 医業収益	2,581,587	-	2,581,587	
② 医業外収益	2,908,493	2,809	2,911,302	
うち他会計補助金	129,472	898	130,370	
うち負担金	2,263,668	1,911	2,265,579	
③ 特別利益	-	-	-	
病院事業費用	5,817,220	77,804	5,895,024	給与改定に係る給料及び期末勤勉手当等の増
④ 医業費用	5,696,122	77,804	5,773,926	
うち給与費	2,860,004	77,804	2,937,808	
⑤ 医業外費用	121,098	-	121,098	
⑥ 特別損失	-	-	-	
医業損益(①-④)	△3,114,535	△77,804	△3,192,339	
経常損益(①+②)-(④+⑤)	△327,140	△74,995	△402,135	
純損益(①+②+③)-(④+⑤+⑥)	△327,140	△74,995	△402,135	

(経常損益の病院別内訳)

(単位：千円)

	補正前の額	増減額	補正後の額
こころの医療センター	△ 355,314	△54,516	△ 409,830
一志病院	32,136	△20,479	11,657
志摩病院(県会計分)	△ 3,962	-	△ 3,962
病院事業庁合計	△327,140	△74,995	△402,135

【議案補充説明】

2 議案第88号 令和6年度三重県病院事業会計補正予算（第3号）

（1）収益的収支

（単位：千円）

項 目	補正前の額	補正額	補正後の額	主な理由
病院事業収益	5,492,889	△148,251	5,344,638	
① 医業収益	2,581,587	△147,198	2,434,389	・コロナ禍後の患者数が想定ほど回復せず、患者見込数が減少したことによる減 ころこ △110,734、一志 △15,086 ころこ △17,553、一志 △7,748
うち入院収益	1,981,470	△125,820	1,855,650	
うち外来収益	447,538	△25,301	422,237	
② 医業外収益	2,911,302	△1,053	2,910,249	
③ 特別利益	-	-	-	
病院事業費用	5,895,024	28,058	5,923,082	
④ 医業費用	5,773,926	27,314	5,801,240	・当年度末在籍見込者に係る退職手当の再積算による退職給付引当金に繰り入れる額の増 ・患者見込数の減に伴う材料費の減 ・光熱水費及び委託費の減
うち給与費	2,937,808	62,364	3,000,172	
うち材料費	287,269	△12,669	274,600	
うち経費	1,966,183	△22,276	1,943,907	
⑤ 医業外費用	121,098	744	121,842	
⑥ 特別損失	-	-	-	
医業損益(①-④)	△3,192,339	△174,512	△3,366,851	
経常損益(①+②)-(④+⑤)	△402,135	△176,309	△578,444	
純損益(①+②+③)-(④+⑤+⑥)	△402,135	△176,309	△578,444	

（経常損益の病院別内訳）

（単位：千円）

	補正前の額	増減額	補正後の額
ころこの医療センター	△409,830	△190,170	△600,000
一志病院	11,657	10,243	21,900
志摩病院（県会計分）	△3,962	3,618	△344
病院事業庁合計	△402,135	△176,309	△578,444

（患者見込数）

（単位：人）

		補正前	増減	補正後
ころこの医療センター	1日平均入院患者数	214	△17	197
	1日平均外来患者数	186	△10	176
一志病院	1日平均入院患者数	32	△1	31
	1日平均外来患者数	55	△3	52
志摩病院	1日平均入院患者数	172	△1	171
	1日平均外来患者数	235	8	243

【議案補充説明】

(2) 資本的収支

(単位：千円)

項 目	補正前の額	補正額	補正後の額	主な理由
① 資本的収入	1,275,356	△436,706	838,650	
企業債	438,100	△40,700	397,400	・企業債充当建設改良費の減
県費負担金	423,544	4,384	427,928	
短期貸付金返還金	400,000	△400,000	-	・志摩病院の指定管理者に対する運転資金貸付の皆減
国庫補助金	9,680	△390	9,290	
固定資産売却代金	2,832	-	2,832	
長期貸付金返還金	1,200	-	1,200	
② 資本的支出	1,684,307	△434,772	1,249,535	
建設改良費	454,160	△31,772	422,388	
・病院増改築工事費	183,421	△7,746	175,675	・入札執行残に伴う減
・資産購入費	270,739	△24,026	246,713	・入札執行残に伴う減
企業債償還金	737,147	-	737,147	
長期借入金償還金	90,000	-	90,000	
長期貸付金	3,000	△3,000	-	・看護師等修学資金貸与実績の皆減
短期貸付金	400,000	△400,000	-	・志摩病院の指定管理者の資金状況をふまえた、運転資金貸付の皆減
資本的収支 (①-②)	△408,951	△1,934	△410,885	

※資本的収支の不足額（410,885千円）については、全額を内部留保資金で補てんします。

【議案補充説明】

3 議案第28号 令和7年度三重県病院事業会計予算

(1) 収益的収支

(単位：千円)

項目	令和6年度	令和7年度	R7-R6	主な内訳
病院事業収益	5,279,936	5,639,357	359,421	
① 医業収益	2,755,898	2,860,976	105,078	
うち入院収益	2,107,470	2,208,107	100,637	・ ころろ 1,720,064、一志 488,043
うち外来収益	488,580	495,383	6,803	・ ころろ 332,604、一志 162,779
② 医業外収益	2,524,038	2,778,381	254,343	
うち他会計補助金	134,909	140,081	5,172	
うち長期前受金戻入	305,809	317,056	11,247	
うち負担金	1,896,037	2,120,532	224,495	・ 精神病院運営割高経費680,127 (対前年 +218,276)
③ 特別利益	-	-	-	
病院事業費用	5,490,403	5,827,076	336,673	
④ 医業費用	5,359,755	5,699,095	339,340	
うち給与費	2,860,563	3,057,219	196,656	・ 給料1,173,521(対前年 +71,379) ・ 手当1,215,577(対前年 +100,487)
うち材料費	294,766	320,579	25,813	・ 薬品費138,239(対前年 +9,204)
うち経費	1,625,685	1,729,801	104,116	・ 委託費648,935(対前年 +56,135) ・ 報償費158,917(対前年 +34,903)
うち減価償却費	554,200	567,035	12,835	
⑤ 医業外費用	130,648	127,981	△2,667	
⑥ 特別損失	-	-	-	
医業損益(①-④)	△2,603,857	△2,838,119	△234,262	
経常損益(①+②)-(④+⑤)	△210,467	△187,719	22,748	
純損益(①+②+③)-(④+⑤+⑥)	△210,467	△187,719	22,748	

(経常損益の病院別内訳)

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	R7-R6
ころろの医療センター	△ 200,636	△ 266,887	△ 66,251
一志病院	2,695	76,916	74,221
志摩病院(県会計分)	△ 12,526	2,252	14,778
病院事業庁合計	△210,467	△187,719	22,748

(患者見込数)

(単位：人)

		令和6年度	令和7年度	R7-R6
ころろの医療センター	1日平均入院患者数	230	237	7
	1日平均外来患者数	200	200	-
一志病院	1日平均入院患者数	36	37	1
	1日平均外来患者数	61	66	5
志摩病院	1日平均入院患者数	180	208	28
	1日平均外来患者数	262	309	47

【議案補充説明】

(2) 資本的収支

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度	R7-R6	主な内訳
① 資本的収入	1,310,814	1,247,558	△63,256	
企業債	487,200	408,400	△78,800	
県費負担金	423,614	439,158	15,544	
短期貸付金返還金	400,000	400,000	-	
② 資本的支出	1,719,267	1,694,314	△24,953	
建設改良費	489,120	464,220	△24,900	
・病院増改築工事費	250,124	258,958	8,834	・空調設備改修工事(志摩) 中央監視装置更新工事(一志)
・資産購入費	238,996	205,262	△33,734	・滅菌機(志摩) 医療情報システム(こころ)
企業債償還金	737,147	737,094	△53	
長期借入金償還金	90,000	90,000	-	・一般会計からの借入金の返還
長期貸付金	3,000	3,000	-	・看護師等修学資金貸与費
短期貸付金	400,000	400,000	-	・志摩病院指定管理者への運転資金の貸付
資本的収支(①-②)	△408,453	△446,756	△38,303	

※資本的収支の不足額(446,756千円)については、全額を内部留保資金で補てんします。

(3) 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
地下水給水システム賃借に係る契約	令和8年度	1,987

病院別の内訳

【収益的収支】

(単位:千円)

	こころの医療 センター	一志病院	志摩病院	県立病院課	合計
病院事業収益	3,409,642	1,188,380	928,120	113,215	5,639,357
① 医業収益	2,078,085	772,620	10,271	-	2,860,976
うち入院収益	1,720,064	488,043	-	-	2,208,107
うち外来収益	332,604	162,779	-	-	495,383
② 医業外収益	1,331,557	415,760	917,849	113,215	2,778,381
うち他会計補助金	86,275	21,139	-	32,667	140,081
うち長期前受金戻入	134,479	43,702	138,712	163	317,056
うち負担金	1,092,373	343,140	606,384	78,635	2,120,532
③ 特別利益	-	-	-	-	-
病院事業費用	3,676,529	1,111,464	925,868	113,215	5,827,076
④ 医業費用	3,634,032	1,100,304	865,144	99,615	5,699,095
うち給与費	2,270,098	613,209	-	※ 173,912	3,057,219
うち材料費	245,631	74,948	-	-	320,579
うち経費	803,993	288,558	600,315	※ 36,935	1,729,801
うち減価償却費	214,115	89,868	262,781	271	567,035
⑤ 医業外費用	42,497	11,160	60,724	13,600	127,981
⑥ 特別損失	-	-	-	-	-
経常損益 (①+②)-(④+⑤)	△266,887	76,916	2,252	-	△187,719
純損益 (①+②+③)-(④+⑤+⑥)	△266,887	76,916	2,252	-	△187,719
(参考) R6年度当初予算 経常損益	△200,636	2,695	△12,526	-	△210,467

※ 県立病院課の給与費、経費については、各病院の費用として割振りを行う前の所要額として記載しています。

【資本的収支】

(単位:千円)

	こころの医療 センター	一志病院	志摩病院	県立病院課	合計
① 資本的収入	346,910	104,760	792,063	3,825	1,247,558
企業債	88,700	69,900	246,000	3,800	408,400
県費負担金	258,210	34,860	146,063	25	439,158
短期貸付金返還金	-	-	400,000	-	400,000
② 資本的支出	514,115	143,750	938,125	98,324	1,694,314
建設改良費	107,965	73,943	277,038	5,274	464,220
企業債償還金	406,150	69,807	261,087	50	737,094
長期借入金償還金	-	-	-	90,000	90,000
長期貸付金	-	-	-	3,000	3,000
短期貸付金	-	-	400,000	-	400,000
資本的収支 (①-②)	△167,205	△38,990	△146,062	△94,499	△446,756

【議案補充説明】

4 議案第60号 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例案

(1) 改正理由

人事委員会の議会及び知事に対する令和6年10月16日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の配偶者に係る扶養手当の廃止に関する改正等を行うものです。

(2) 改正内容

- ①一般職に属する職員の扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を段階的に廃止します。
- ②管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大します。
- ③定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給することとします。

(3) 施行期日

令和7年4月1日

議案第六十号

病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例案

右提出する。

令和七年二月十七日

三重県知事 一見勝之

病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

(病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第一条 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。</p> <p>一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</p> <p>二 一六 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第七条 住居手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第九条第一項又は第二項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(管理者が定める住宅を除く。)を借り受け、管理者が定める月額を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</p>
<p>一五 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第七条 住居手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第九条第一項又は第二項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(管理者が定める住宅を除く。)を借り受け、管理者が定める月額を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、前条の手当</p>	<p>一五 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第七条 住居手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第九条第一項又は第二項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(管理者が定める住宅を除く。)を借り受け、管理者が定める月額を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、前条の手当</p>

<p>を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時までの間（週休日又は休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）</p> <p>第二十八条 第五条、第十六条及び第二十条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）</p> <p>第二十八条 第五条、第七条、第十六条及び第二十条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>2 (略)</p>
--	---

（病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 新条例第五条、第十六条及び第二十条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>	<p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 新条例第五条、第七条、第十六条及び第二十条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>

- 附則
- この条例は、令和七年四月一日から施行する。
 - 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第五条第一項の扶養親族については、第一条の規定による改正後の同条例第五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

人事委員会の議会及び知事に対する令和六年十月十六日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の配偶者に係る扶養手当の廃止に関する改正等を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

【所管事項説明】

1 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例に基づく報告について

頁

(1) 予算に関する補助金等に係る資料

- ・ (条例第5条関係) 予算に関する補助金等に係る資料 11

(2) 交付決定実績調書

- ・ (条例第6条第4項関係) 交付決定実績調書 (5億円以上、変更分) 12

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:病院事業庁)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
1	政策的医療交付金	公益社団法人地域医療振興協会 東京都千代田区平河町二丁目6番3号	585,356 (未定)	三重県立志摩病院(以下「志摩病院」という。)の指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会が志摩病院において政策的医療を実施するための経費として交付金を交付する。	(目的・理由) 地方公営企業法等で定める一般会計が負担すべき経費として当該交付金を指定管理者に交付することで安定的な政策的医療の実施を担保する。 (根拠) 三重県立志摩病院の管理運営に関する基本協定書	ナショナル(シビル)ミニマム 志摩地域の中核病院である県立病院として指定管理者制度導入後においても県民に良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供するためのものであり、公益性がある。	県立病院課	病院事業費用	医療費用	経費(交付金)	

第2-3号様式(条例第6条第4項関係)

交付決定実績調書(5億円以上、変更分)

(部局名:病院事業庁) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名及び住所	事業内容	交付決定額		変更の内容及び理由	課(室)名	備考
				変更前	変更後			
1 (1)	政策的医療交付金	公益社団法人地域医療振興協会 東京都千代田区平河町二丁目6番3号	三重県立志摩病院(以下「志摩病院」という。)の指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会が志摩病院において政策的医療を実施するための経費として交付金を交付する。	589,417	694,392	指定管理者に帰責性の無い収支悪化の要因(新型コロナウイルス感染症の影響や人件費、物価の高騰等)による追加交付等に伴う増額	県立病院課	